

京都市告示第 35 号

京都市都市計画関係手数料条例の別表第8備考2の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを評価する方法について、次のように定め、告示します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1の1-2のただし書及び2-1のただし書に定める特別な調査又は研究の結果に基づき基準の適合を確かめる計算方法のうち、建築物用途毎に建物形状や室用途構成などを仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

(都市計画局建築指導部建築審査課)